

## 告 示

### 埼玉県告示第三百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ビバホーム東松山インター店

埼玉県東松山市大字石橋千五百八十五一一番外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）有限会社フロンティア 代表取締役 大田 晃

東京都多摩市桜ヶ丘一丁目四十九番地の七

（変更後）有限会社フロンティア 代表取締役 廣瀬 由季子

東京都多摩市桜ヶ丘一丁目四十九番地の七

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊 修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十二番一号

（変更後）株式会社ビバホーム 代表取締役 渡邊 修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十二番一号

#### ハ 変更年月日

令和二年十一月十日外

#### 二 届出年月日

令和三年三月二十四日

#### 三

#### 縦覧期間

令和三年四月二日から令和三年八月二日まで

#### 三

#### 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年四月二日から令和三年八月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課